

所管部課	総務部職員課	部長	広沢 光政			
件名	東大和市職員の退職管理に関する規則について					
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>1) 制定の要旨</p> <p>改正地方公務員法（平成26年法律第34号、平成28年4月1日施行）内に、新たに退職管理に関する条項が追加（第38条の2から第38条の7、第60条第1項第4号から第8号）されたことに伴い、規則で定めるものと規定されている内容について制定するものである。</p> <p>2) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者の規定</li> <li>・子法人の規定</li> <li>・退職手当通算法人及び退職手当通算予定職員の規定</li> <li>・内部組織の長の職に準ずる職の規定</li> <li>・再就職者による依頼等により公務の公平性の確保に支障が生じられないと認められる場合の規定</li> <li>・再就職者による依頼等の承認の手続</li> </ul> <p>3) 施行日等</p> <p>公布の日から施行する。</p> <p>4) 影響及び効果</p> <p>職員の退職管理について、地方公務員法の趣旨に沿った運用が図られる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>今後、職員に対し周知を図る必要有</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに規則制定の手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。